

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

- 1、事業所が提供するサービスについての相談窓口、及び連絡先は次の通りです。
ご不明な点は、遠慮なくおたずねください。

電話：042-794-6527（午前8時30分～午後5時00分）
月曜～金曜日（土日祝日・年末年始閉所）

2、町田市医療と介護の連携支援センターの概要

（1）介護予防支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名 医療と介護の連携支援センター
所在地 町田市木曽西4-12-22
 (KISO コミュニティベース1階)
介護保険指定番号 1303200180
サービスを提供する地域 町田市

（2）同事業所の職員体制

配置人員 5名 （内1名は事務）
ア）主任介護支援専門員 1名以上
イ）保健師看護師等 1名以上
ウ）社会福祉士 1名以上
エ）介護支援専門員 1名以上
オ）事務職員 若干名
管理者はア～エの中から選出され従業員及び業務の管理を一元的に行います。

（3）営業時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分
土日・祝日・年末年始（12/29～1/3）閉所

3、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントのサービス提供までの流れと主な内容

利用契約書第4条～第7条に定める内容のとおりとします。
指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、
ご利用者及びそのご家族にサービスの提供方法等、ご理解しやすいように説明します。

4、ご利用料金

(1) 利用料

介護予防支援・または介護予防ケアマネジメントをご利用の方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。利用料金については以下の通りです。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用料（提供開始以降1か月あたり）	4, 9 1 5 円
初回月の1回のみの加算金額	3, 3 3 6 円
指定居宅介護支援事業所に委託を開始した初回月の1回のみの加算金額	3, 3 3 6 円
虐待防止措置を実施していない場合の減算金額	4 5 円
業務継続計画を策定していない場合の減算金額	4 5 円
虐待防止措置及び業務継続計画を策定していない場合の減算金額	8 9 円
介護職員等処遇改善加算金額（1か月あたり）	2. 1 %加算 (1 0 0 円～2 4 5 円)

*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヵ月につき上記利用料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を町田市の窓口に提出しますと、払戻等を受けられます。

(2) 解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、解約に関わる料金はかかりません。

5、サービスの利用開始

(1) サービスの利用開始

電話等でご相談ください。医療と介護の連携支援センターの職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了（解約・解除権にて）

1、ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でのお申し出によりいつでも解約することができます。

2、当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の予防支援事業者をご紹介します。

3、自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要支援認定が非該当（自立）又は要介護と認定された場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

4、その他

ご利用者やご家族などが、当事業所や当事業所の予防支援担当職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為や、ハラスメントに該当する著しい迷惑行為を行いその改善が見込めない場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。この場合にも地域の予防支援事業者をご紹介いたします。

6、当事業所の予防支援の特徴等

（1）運営の方針

- 1、事業所の職員はご利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、ご利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって介護予防の支援及び介護予防ケアマネジメントを実施します。
- 2、事業の実施にあたっては、ご利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整します。

（2）事業の目的

医療法人社団創生会が受託する医療と介護の連携支援センター（以下「支援センター」という。）が行う介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め支援センターの職員が要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防支援サービスおよび介護予防ケアマネジメントを行うことを目的とします。

（3）事故発生時の対応と賠償責任

支援センターは、利用者に対する予防支援業務の提供により事故が発生した場合、速やかに区市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

（4）虐待の防止について

支援センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1、虐待防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者（センター長・佐川 幸子）

2、成年後見制度の利用支援

3、職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

支援センターは、感染症の予防及びまん延を防止するため、次の措置を講じます。

- 1、感染症の予防及びまん延防止の為に職員に対する研修及び訓練の実施
- 2、その他感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置
(委員会の開催、指針整備等)

(6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

支援センターは、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、次の措置を講じます。

- 1、職員に対するハラスメント指針の周知・啓発
- 2、職員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
- 3、その他ハラスメント防止のために必要な措置

(7) 業務継続計画（BCP）の策定等

支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施・再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

7、介護予防支援業務に関する相談、苦情についての窓口

当事業所の予防支援事業に関するご相談、苦情および介護予防サービス計画書に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

【当事業所】 医療と介護の連携支援センター

担当： 管理者 佐川 幸子

電話番号：042-794-6527

FAX： 042-794-6627

受付時間：午前8時30分～午後5時00分（土日・祝日を除く）

【町田市の窓口】

町田市介護保険課

電話番号：042-724-4366

町田市高齢者支援課

電話番号：042-724-2140

受付時間：午前8時30分～午後5時00分（土日・祝日を除く）

【東京都国民健康保険団体連合会】 介護相談窓口

電話番号：03-6238-0177

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土日・祝日を除く）

【当法人の概要】

住所地 岩手県奥州市水沢区佐倉河字慶徳 2 7 - 1

法人名 医療法人社団 創生会

代表者 理事長 上田 雅道

＜町田市内の当法人事業＞

1. 町田病院
2. 町田病院指定居宅介護支援事業所
3. 町田病院訪問看護ステーション
4. 看護小規模多機能型居宅介護ハーモニー
5. 町田市地域包括支援センター（医療と介護の連携支援センター）

介護予防支援の提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

（事業者）

名称 医療と介護の連携支援センター

管理者 佐川 幸子

説明者

この契約にあたり、契約書ならびに重要事項説明書による説明を受けその内容に同意しました。

（利用者）住 所

氏 名

（代理人）住 所

氏 名 （続柄 ）

（家族の代表）住 所

氏 名 （続柄 ）